

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第一期入試 民法

【出題趣旨】

第1問 (各小問4点×10問 合計40点)

著名な最高裁判例の判決文中の法律用語を答えさせる問題である。いずれも基本的な概念・用語である。正解は以下の通りである。

(1) 公序、(2) 取締役、(3) 背信的悪意者、(4) 占有者、(5) 譲渡担保、(6) 認知、(7) 遺産分割方法、(8) 事情、(9) 安全配慮、(10) 公益

なお、各小問の判決は、(1) から(9) までは民法判例百選(1(総則物権)8版、2(債権)8版、3(親族相続)2版)に、(10) はメディア判例百選2版に、それぞれ収録されている。事件番号は次のとおり。

(1) 【民法1-13】、(2) 【民法1-16】、(3) 【民法1-61】、(4) 【民法1-77】、(5) 【民法1-96】、(6) 【民法3-30】、(7) 【民法3-89】、(8) 【民法2-40】、(9) 【民法2-2】、(10) 【メディア25】

第2問 (各小問20点×2問 合計40点)

基本的な制度・概念の理解を問う問題である。

小問(1)は、再婚禁止期間を定める民法733条について、その制度趣旨・目的を示しつつ、説明することが求められる。

小問(2)は、抵当不動産を不法占拠している者に対して抵当権者が妨害排除を請求できるかという問題について、判例及び学説の状況に触れつつ、説明することが求められる。

第3問 (40点)

責任無能力者による不法行為についての監督義務者等の責任(民法714条)がいかなる場合に認められるかという点に関する事例問題である(JR東海事件(最判平成28年3月1日民集70巻3号681頁:民法判例百選Ⅱ第8版93事件)をモデルにした事例である)。この事例においてなにが問題となるのかを確認し、その問題についてXがどのような主張をなすか、またそれに対してY1・Y2からはどのような反論がありうるかを整理したうえで、自らの見解を示すことが求められる。

【採点基準】

配点 120点満点

第1問 各4点の問題が10題で、合計40点満点

第2問 小問(1)と小問(2)が各20点で、合計40点満点

第3問 40点満点

第1問 (各小問4点×10問 合計40点)

正解とされる用語が答えられていれば各4点とする。なお、上記正解以外の解答でも、( )にあてはめることが可能・適切な解答であれば、部分点を与えることはありうる。

第2問 (各小問20点×2問 合計40点)

小問(1)

民法733条が、同772条の定める嫡出推定との関係で女性の再婚禁止期間を定めていること——すなわち、女性が、①前婚解消から300日以内に出産すると前婚の夫の子であると推定され、②後婚成立から200日経過後に出産すると後婚の夫の子であると推定されるため、その2つの推定が重複しないように、100日間の再婚を禁止していること——について、一通りの説明ができていれば7割、再婚禁止期間を6か月としていた旧規定を違憲とした最高裁判決について触れるなどより的確な説明ができていれば、内容に応じて8割以上で評価する。

小問(2)

抵当権は非占有型の担保であるため、目的不動産の不法占拠があっても抵当権が侵害されているわけではないという考え方がありうることを踏まえたうえで、現在の最高裁判例が、抵当権に基づいて直接に妨害排除請求ができるとしている論理について、一通りの説明ができていれば7割、さらに最高裁判例のこれまでの変遷にふれるなど、判例法理や学説についてより深い理解が示されていれば、内容に応じて8割以上で評価する。

第3問 (40点)

Aは責任能力がないため不法行為責任を負わないこと(民法713条)、その場合に、Aを「監督する法定の義務を負う者」(法定監督義務者)が賠償責任を負うが一定の免責事由があること(民法714条)という基本的な仕組みについて説明したうえで、本事例のY1・Y2が法定監督義務者にあたるか否か、またもしあたらないとしても一定の場合に法定監督義務者に準じて賠償責任を負うか、という点をめぐって、Xからのありうる主張及びそれに対するY1・Y2からのありうる反論を示しながら、一通り説明していただければ7割以上、さらに進んで上記最高裁判決の示した考え方やそれに関する学説の状況等に触れたり、自分の考え方をとくに説得的に説明したりしていただければ、その内容に応じて8割以上で評価する。

以上